

介護予防・生活支援サービス事業における 住所地特例と圏域外指定

久留米市健康福祉部介護保険課

1. 住所地特例对象者

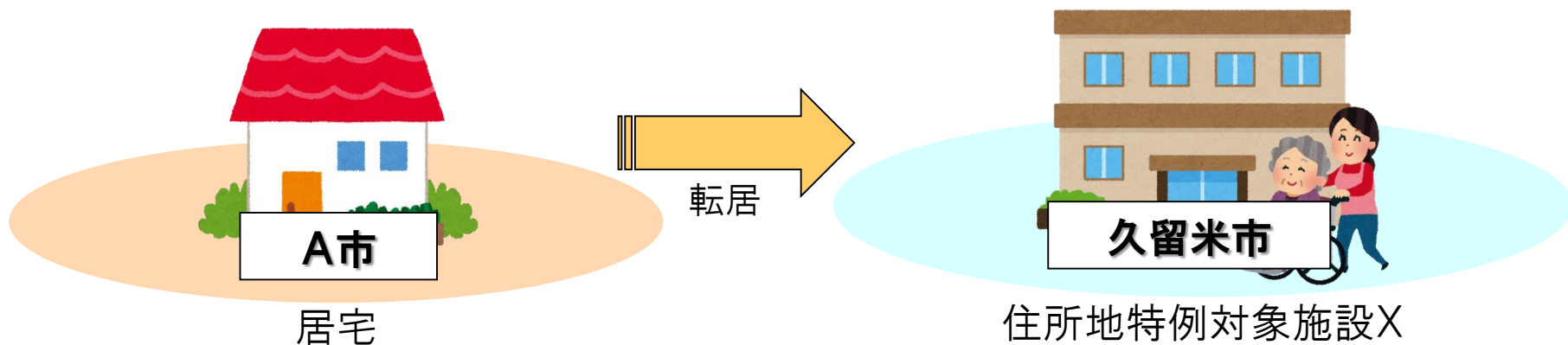
総合事業における住所地特例対象者の取り扱い

住所地特例対象者に対する総合事業を含めた地域支援事業については、予防給付の介護予防訪問介護等を総合事業に移行すること等を踏まえ、住所地特例者がより円滑にサービスを受けることができるよう、施設所在市町村が行う。

要するに



久留米市に居住している他保険者の住所地特例対象者も、久留米市の総合事業を利用する。



A市から久留米市のX施設に入所する場合 ▶保険者はA市

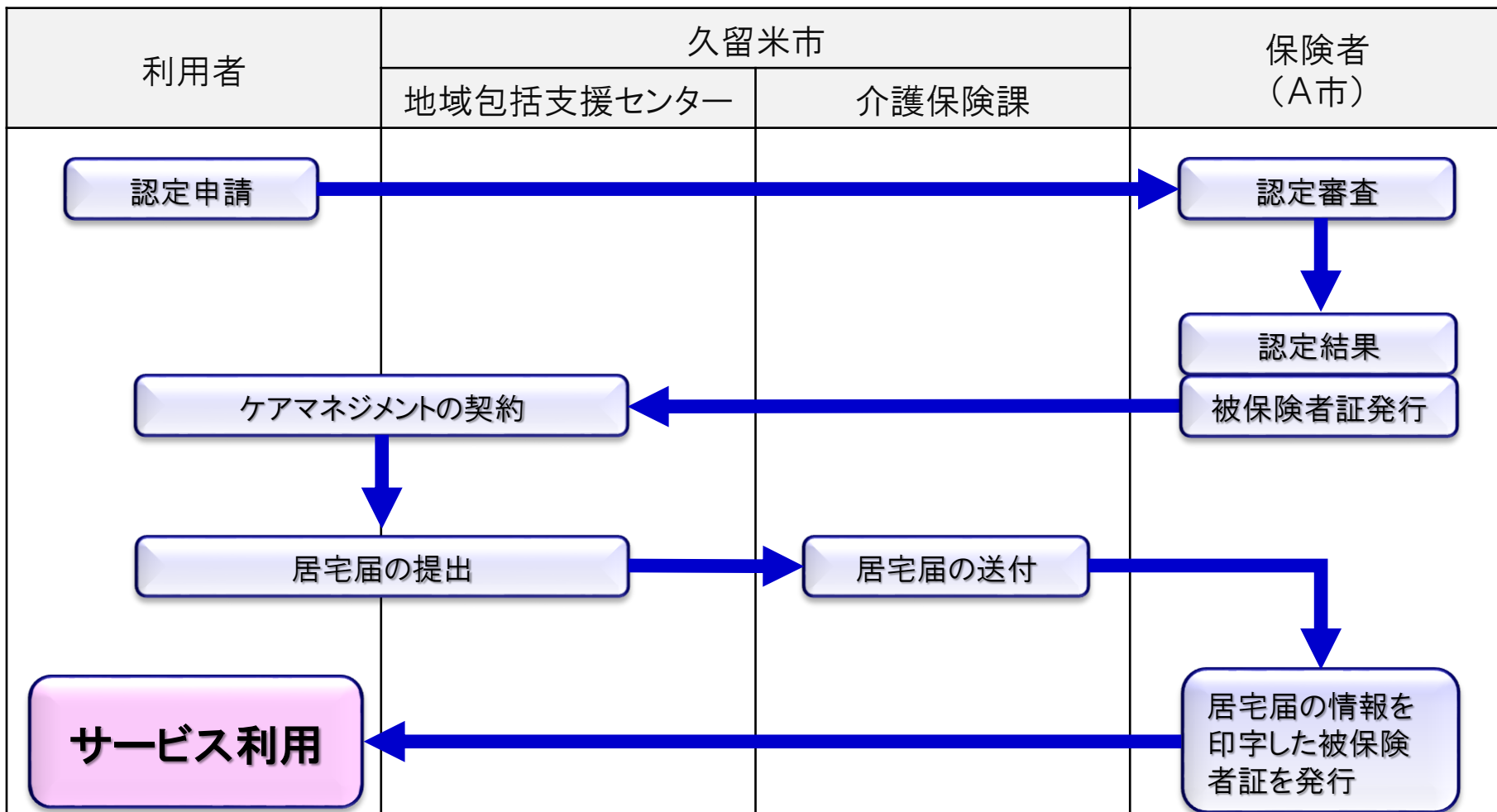
▶地域支援事業(総合事業)の実施は久留米市

総合事業における住所地特例対象者の実施主体

	事業対象者	要支援者
要支援認定 基本チェックリスト	施設所在地 (久留米市)	保険者 (A市)
居宅届の提出先	久留米市	
被保険者証の発行	保険者(A市)	
ケアマネジメント	久留米市の地域包括支援センター	
サービス提供	久留米市のサービス事業所	
事業費の請求	保険者(A市) ※国保連経由	

住所地特例対象者の利用手続き（要支援者）

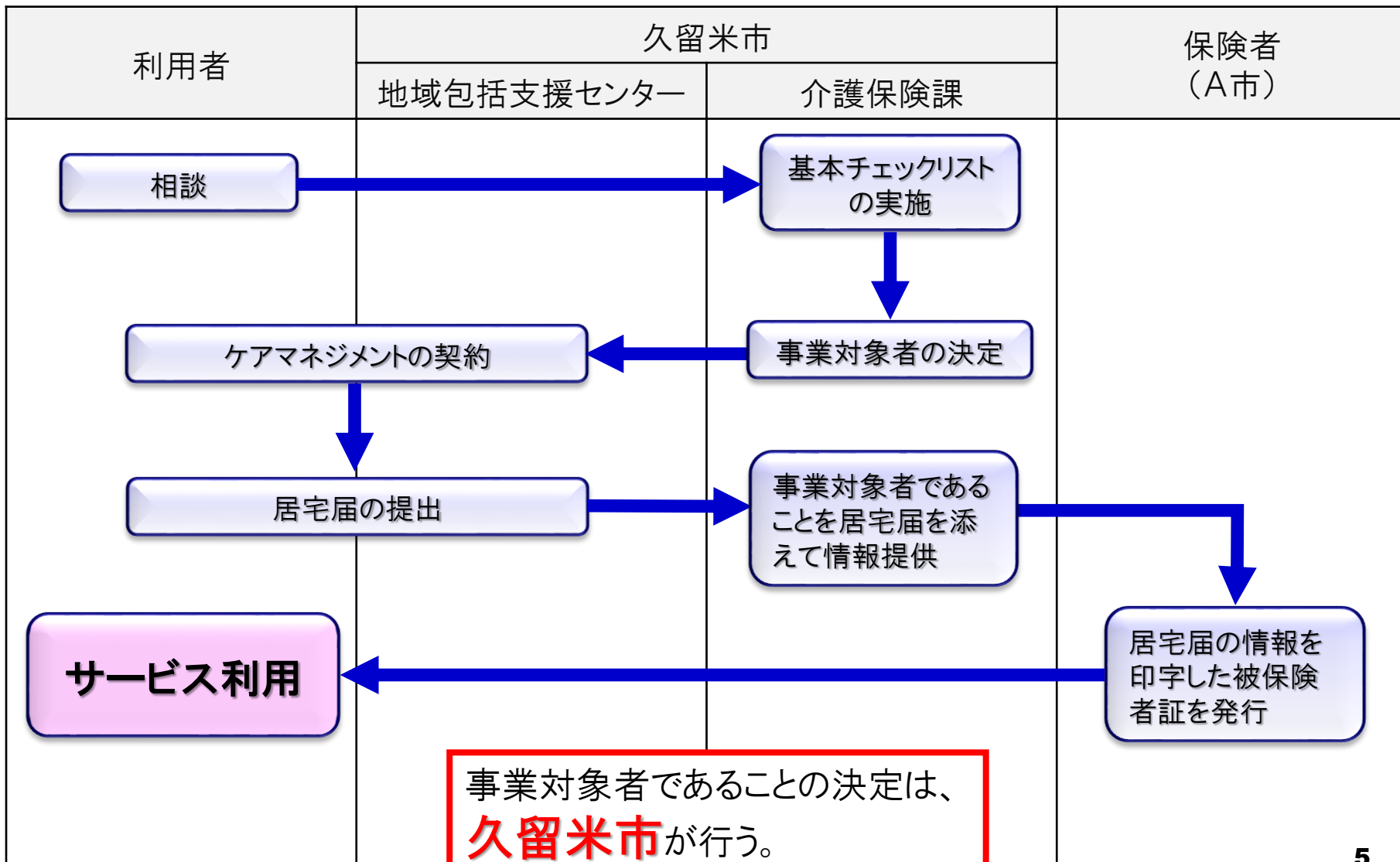
【A市の被保険者が認定申請をする場合】



要支援者の認定はこれまでと同様に保険者が
行うため、**認定申請は保険者**に対して行う。

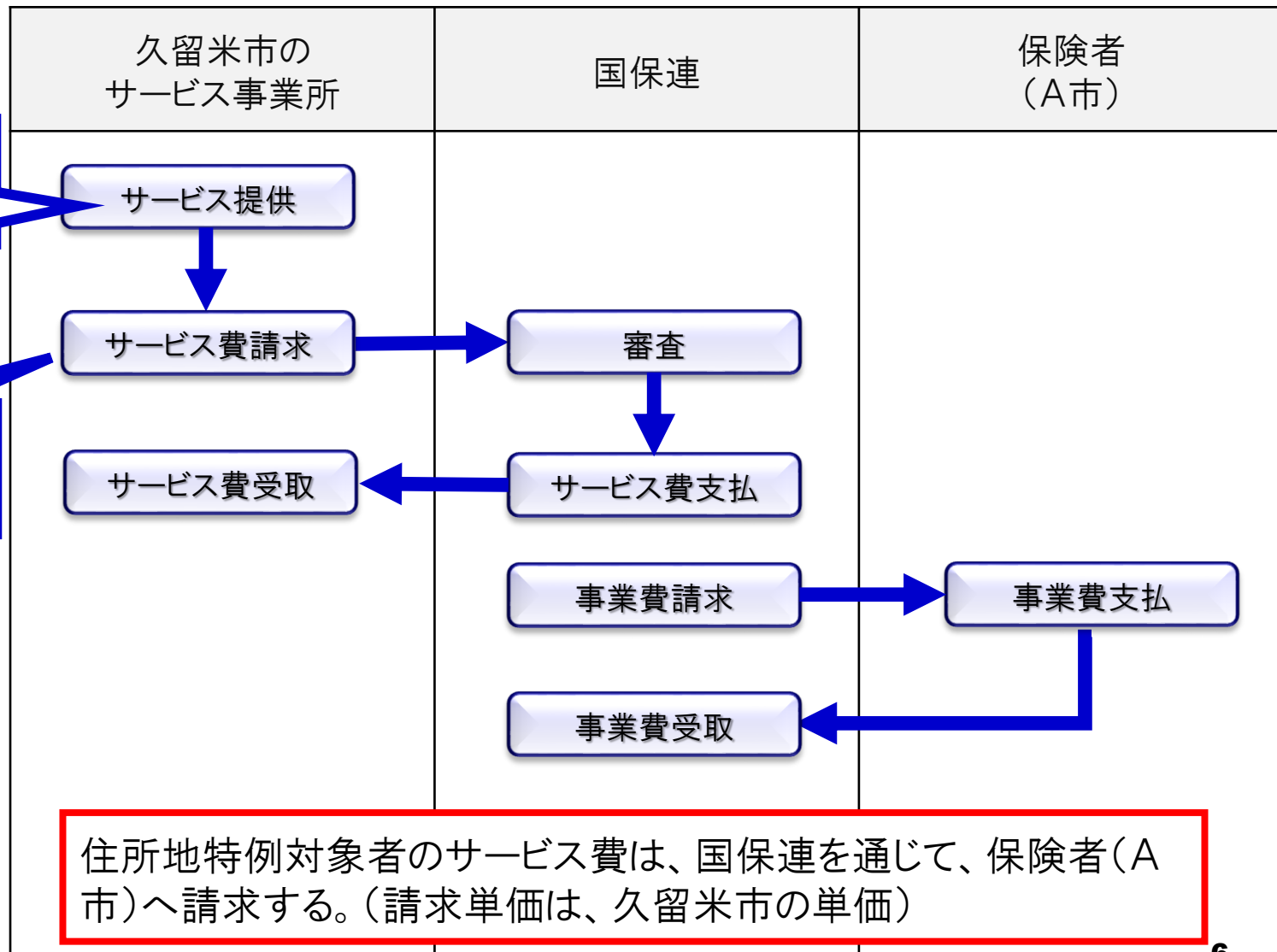
住所地特例対象者の利用手続き（事業対象者）

【A市の被保険者が基本チェックリストを実施する場合】



サービスの提供から請求まで

【A市の被保険者が久留米市のサービス事業所を利用する場合】



サービス費の請求

【A市の被保険者が久留米市のサービス事業所を利用する場合】

様式第二の三（附則第二条関係）

介護予防・日常生活支援総合事業費明細書
(訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費)

公費負担者番号																				
公費受給者番号																				

被保険者	被保険者番号																			
	(7桁)																			
	氏名																			
	生年月日	1.明治	2.大正	3.昭和	性別	1.男	2.女													
	要支援状態区分等	事業対象者・要支援1・要支援2																		
認定有効期間	平成			年	平成			年												

事業所番号																				
事業所名称																				
所在地	〒																			

保険者番号 **9 0 2 0 1 0**

利用者の保険者番号を記載する。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	施設所在保険者番号
元気デイ(2-3)・1割	A 7 1 0 1 0	15.0	8	12.00	402032

久留米市のサービスコードで請求する。

久留米市の保険者番号を記載する。

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	公費分担率	公費対象単位数	施設所在保険者番号	備考

2. 圈域外指定

久留米市の被保険者が他市の事業所を利用する場合

利用しようとしているA市の事業所が・・・

	H29年4月～H30年3月	H30年4月～
A市のみなし指定を受けている	久留米市の現行相当サービス(身体ヘルプまたは予防デイ)が利用可能	利用不可 ⇒久留米市の総合事業の指定を受ける必要がある
久留米市の総合事業の指定を受けている	指定を受けている久留米市のサービスが 利用可能 ⇒現行相当、サービスA等	

みなし指定の効力は、全市町村に及ぶためA市でみなし指定を受けていれば、久留米市の被保険者も利用できますが、有効期限は平成30年3月31日です。

平成30年4月以降は、A市の総合事業の指定を受けたとしても、その効力はA市のみ及びます。久留米市の被保険者は利用できないため、**久留米市の総合事業の指定が必要です。**



久留米市における市外事業所の指定要件

久留米市の総合事業については、次の要件を満たしていれば市外事業者の指定をする。

- (1) 施設所在地の総合事業の指定を受けていること。
- (2) 久留米市の近隣市町村※1に所在している事業所であること。
- (3) 久留米市の総合事業の基準を満たしていること。
- (4) 久留米市内に居住している利用者※2に対するサービスの提供を行うこと。

※1……小郡市、三井郡大刀洗町、朝倉市、うきは市、八女市、八女郡広川町、筑後市、大川市、三潞郡大木町、鳥栖市、三養基郡みやき町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、神崎市

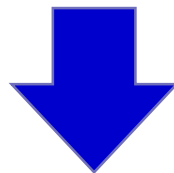
※2……「久留米市内に居住している利用者」とは、久留米市に住民票があり、居宅も久留米市にある利用者のことをいう。



(1)から(4)の要件を満たした市外事業所は、市内事業所と同様に、久留米市の被保険者が利用することができる。(新規利用も可能。)

久留米市における市外事業所の指定（経過措置）

前ページの(2)以外に所在している事業所であっても、**平成29年3月末日時点**で久留米市の被保険者が利用している場合は、その被保険者が利用している間、**当該被保険者についてのみ指定**する。



- 当該被保険者以外の久留米市の被保険者を新規で受け入れることはできない。
- 当該被保険者の利用が終了した時点で、廃止届を提出する必要がある。

他市の被保険者が久留米市の事業所を利用する場合

A市の被保険者が久留米市の事業所を利用する場合・・・

	H29年4月～H30年3月	H30年4月～
久留米市のみなし指定を受けている	A市の現行相当サービスが利用可能	利用不可 ⇒A市の総合事業の指定を受ける必要がある
A市の総合事業の指定を受けている	指定を受けているA市のサービスが利用可能 ⇒A市に確認してください。	

総合事業は、市町村ごとに実施されるものです。

市外の被保険者の受け入れについては、利用する被保険者の保険者にご確認ください。